

確定申告・住民税など申告日程表

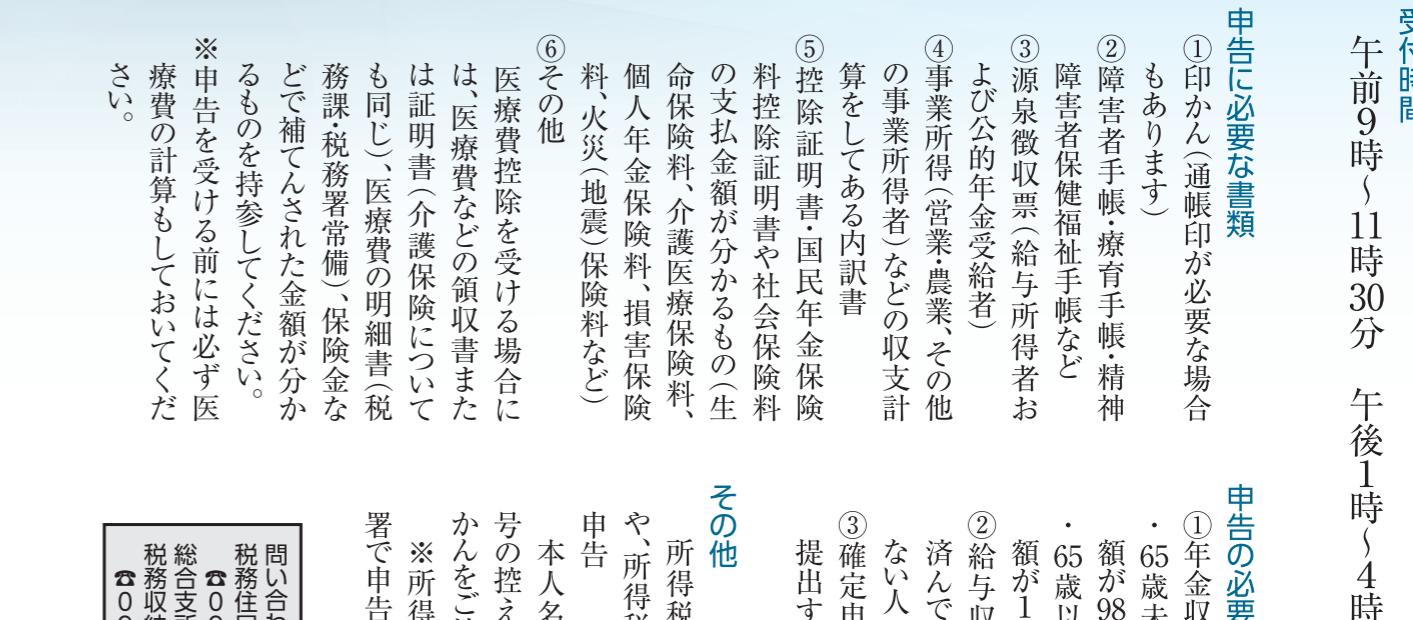
【受付時間】午前の部：午前9時～11時30分／午後の部：午後1時～4時

| 受付日 | 対象地区など | | | |
|----------|-------------------------------|-------------------------|------------------|--|
| | 和水町役場本庁(1階ロビー) | | 三加和総合支所(第1・2会議室) | |
| 2月18日(月) | | | | |
| 19日(火) | | | | |
| 20日(水) | | | | |
| 21日(木) | | | | |
| 22日(金) | | | | |
| 25日(月) | | | | |
| 26日(火) | | | | |
| 27日(水) | | | | |
| 28日(木) | 午前 白石 午後 北原 鶯原 | 午前 上十町 午後 板楠西 | | |
| 3月1日(金) | 午前 中原 牧野 寺山 午後 江光寺 立石 浦谷 | 午前 西口 午後 板楠東 | | |
| 4日(月) | 午前 馬場 皆行原 午後 大江田 中路 | 午前 中十町 午後 山十町 | | |
| 5日(火) | 午前 前原 中央団地 午後 藤田 米渡尾 | 午前 住吉 午後 東吉地 | | |
| 6日(水) | 午前 曰平 午後 用木 | 午前 中林 下吉地 午後 中和仁 | | |
| 7日(木) | 午前 萩原 蜻浦 午後 久米野 焼米 大屋 | 午前 中吉地 開拓 午後 上和仁 上吉地 | | |
| 8日(金) | 午前 本村 午後 古閑 前野 檀原 | 午前 和仁 野田 午後 上平野 下平野 | | |
| 10日(日) | 予備日 | 予備日 | | |
| 11日(月) | 午前 岩尻 志口永 午後 下津原(菰田・東・中・西) | 午前 上大田黒 午後 下大田黒 | | |
| 12日(火) | 午前 長小田 内田 午後 上久井原 下久井原 | 午前 上津田 午後 下津田 | | |
| 13日(水) | 午前 審門 午後 江栗 | 午前 下岩 午後 上岩 中岩 | | |
| 14日(木) | 予備日 | 予備日 | | |

問い合わせ先 本庁 税務住民課 町民税係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 税務収納係 ☎0968・34・3111

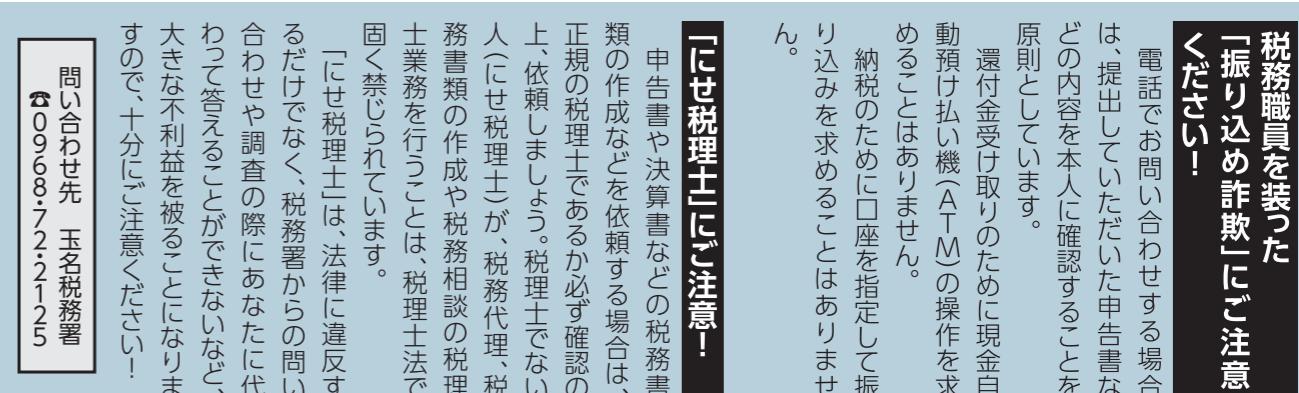
2月18日(月)から 税務申告の受け付けが始まります

和水町役場での平成24年分の税務申告の受け付けは、次ページの日程表のとおりです。申告が必要な人は、必要書類などを事前に確認し、申告をしてください。



- 申告に必要な書類**
- ①印かん(通帳印)が必要な場合
もあります)
 - ②障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など
 - ③源泉徴収票(給与所得者および公的年金受給者)
 - ④事業所得(営業農業、その他の事業所得者)などの収支計算をしてある内訳書
 - ⑤控除証明書・国民年金保険料控除証明書や社会保険料の支払金額が分かるもの(生命保険料・介護医療保険料、個人年金保険料、損害保険料、火災(地震)保険料など)
 - ⑥その他
- ※申告を受ける前には必ず医療費の計算もしておいてください。

- 申告の必要がない人**
- ①年金収入のみで
額が98万円以下の人
65歳未満の人で年金収入金額が148万円以下の人が
65歳以上の人にで年金収入金額が148万円以下の人が
給与収入のみで年末調整が済んでいる人で、他に収入がない人
 - ②提出する人
③確定申告書を玉名税務署に提出する人
 - ④その他
所得税の振替納税をする人や、所得税の還付を受ける人の申告
本人名義の金融機関口座番号の控えと、その通帳の登録印
署で申告する必要があります。
※所得の内容によっては税務署で申告する必要があります。



電話でお問い合わせする場合は、提出していただいた申告書などの内容を本人に確認することを原則としています。
還付金受け取りのために現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めることはありません。
納税のために口座を指定して振り込みを求めるこはありません。
「にせ税理士」にご注意!
申告書や決算書などの税務書類の作成などを依頼する場合は、正規の税理士であるか必ず確認の上、依頼しましょう。税理士でない人(にせ税理士)が、税務代理、税務書類の作成や税務相談の税理士業務を行うことは、税理士法で固く禁じられています。
「にせ税理士」は、法律に違反するだけでなく、税務署からの問い合わせや調査の際にあなたに代わって答えることができないなど、大きな不利益を被ることになりますので、十分にご注意ください!

午前9時～11時30分 午後1時～4時

電話でお問い合わせする場合は、提出していただいた申告書などの内容を本人に確認することを原則としています。
還付金受け取りのために現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めることはありません。
納税のために口座を指定して振り込みを求めるこはありません。
「にせ税理士」にご注意!